

市の方針準拠の景観形成基準(案ver1.6)
<p>方針「幕張ベイタウンの優れた景観を維持」</p> <p>この基準は、現在の幕張ベイタウンの優れた都市景観を維持していくことを目的として規定する。 このため、この基準の運用については、以下の基本的な考え方に基づき行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>現在の幕張ベイタウンの優れた都市景観を形作った重要な規定である「幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン」の内容をできる限り踏襲するものとする。</li> <li>住宅と公共・公益施設が一体的にデザイン調整された現在のデザインを踏襲することを基本としつつ、街が新たに整備する段階から修繕、改修、建て替え等の段階に移行していくことに対応した適切な運用に配慮する。</li> <li>千葉市は、個々の建築計画等で景観形成基準の審査対象となる案件の審査等に当たっては、地域の住民の意見を反映させるために、ベイタウン地域のマネジメントを自ら進めている市民団体である「幕張ベイタウン協議会」およびその下部組織で景観関係の専門家も加えた「幕張ベイタウン景観検討委員会(仮称)」に事前に協議するものとする。</li> <li>「幕張ベイタウン協議会」およびその下部組織である「幕張ベイタウン景観検討委員会(仮称)」は、上記景観形成基準の審査等案件について、円滑な審査が行われるよう、事業者等からの事前の相談等に対応するものとする。</li> </ol>
<p>審査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の新築、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更</li> <li>・工作物の新設、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更</li> <li>・開発行為</li> <li>・その他、外構、植栽等の変更等で周辺の景観に重要な影響を及ぼす行為</li> </ul>
<p>1 街区・住棟の計画</p> <p>道路沿道の連続的な環境整備による良好な街並みを形成するため、街区の特性及び前面道路の性格に応じた基準を設定する。</p> <p>(1) 超高層街区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超高層街区の住棟は、塔状の超高層住棟に加えて、原則として、街路沿いに沿道型住棟等を配置する。</li> <li>・超高層住棟の最高高さは120mを標準とする。</li> <li>・超高層街区は高度利用地区に指定されているため、GLより高さ4mの範囲については道路境界より2m以上の壁面後退を行うものとする。</li> </ul> <p>(2) 高層街区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高層街区の住棟については、高層住棟に加えて、街路沿いに沿道型住棟等を配置する。</li> <li>・高層住棟の最高高さは60m以下とする。</li> </ul> <p>(3) 中層街区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中層街区は街路沿いに住棟を配する沿道型住棟とする。</li> <li>・住棟の最高高さはその軒高を20m以下とし5ないし6階を標準とする。ただし、建築面積の8分の1を超えない範囲で軒高を25mまでとすることができる。</li> </ul> <p>(4) その他配慮すべき事項</p> <p>[中庭]</p> <p>街区内には原則として中庭を設けること。この際、外部から中庭の存在が感じられるよう工夫すること</p> <p>[駐車場]</p> <p>景観上の配慮から、駐車場・駐輪場の配置・構造等を制限する。</p> <p>ア. 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みの連続性が途切れないよう位置・構造等に配慮する。</li> <li>・景観上の配慮から、駐車場の地下化を進めること。地上階に駐車場を設ける場合は、住棟との連続性に配慮した構成を図ること。</li> </ul> <p>イ. 出入口</p> <p>街並みの連続性と交通の安全を確保するため、車の出入り口の位置・構造等を制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みの連続性が途切れないよう位置・構造等に配慮する。</li> <li>・駐車場の出入口は、超高層・高層街区にあつては原則としてアクセス路側に、また、中層街区では原則としてコミュニティ路側に取り付ける。</li> </ul> <p>なお、美浜プロムナード(都市計画道路…号線)、パレンティン通り(都市計画道路…号線)、メッセ大通り(都市計画道路…号線)、公園大通り(都市計画道路…号線)、花見川通り(都市計画道路…号線)からの出入口は原則として設けないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜大通りからの出入口は、指定された場所以外には設けないものとする。</li> <li>・歩道の切下げにより出入口を設置する場合、そのその仕上げは周囲の景観と調和するよう配慮する。</li> <li>・出入口周辺の見通しを確保し、歩行者の安全に配慮する。</li> </ul> <p>[駐輪場]</p> <p>駐輪場は、美観と街並みの連続性を損ねないよう位置・構造等に配慮すること。</p> <p>[集塵施設]</p> <p>廃棄物収集所については、美観を損ねないよう敷地内の街路面に露出させないこと。</p> <p>[住棟の設備]</p> <p>冷・暖房設備、給湯設備及びこれらに付帯する設備機器等は、美観を損なわないよう屋上及び街路面に露出させないこと。</p> <p>[緑地]</p> <p>住棟各敷地内には、緑豊かな環境を維持するため、道路植栽や建築物との調和を図った緑化を行う。</p>

市の方針準拠の景観形成基準(案ver1.6)
2 沿道型住棟のデザインと街並み
<p>景観上の調和を図るため、建築物等の配置や形態に配慮する。</p> <p>(1)配置計画等</p> <p>〔隣棟間隔と建築物の高さ〕 当住宅地の沿道型住棟相互の配置に関し建築物の壁面の高さ(H)と隣棟間隔(D)は、<math>D/H</math>は1～2を標準とする。</p>
<p>〔建築線〕 沿道型住棟の街路側における建築線(テラス等の突出物は除く)は、街並みの連続性を確保するため、原則として道路境界より2mの位置とする。</p>
<p>〔歩道状空地〕 歩道に接する敷地内空地(歩道状空地)の整備に当たっては、街路空間としての一体となった景観形成に努めること。</p>
<p>〔住棟の配置〕 住棟については、景観の連続性を確保するため、住棟の配置・デザインの連続性に配慮する。</p>
<p>〔高さ〕 沿道型住棟の高さは、連続した街並空間として調和のとれた高さとする。</p>
<p>(2)壁面のデザイン</p> <p>〔壁面率〕 連続した街並みを形成するため、当住宅地の沿道型住棟の壁面は、それが面として十分意識されるよう、開口部を除いた壁面を明確に構成する部分の面積を、原則として立面全体の60%以上確保するものとする。(商業・業務施設部分を除く。)</p>
<p>〔壁面からの突出〕 住戸のバルコニー、庇、霧よけ、出窓等を壁面から突出させる場合は、原則として建築線から75cm以内とすること。</p>
<p>〔バルコニー〕 バルコニーに物干し用金物等を設ける場合は、手摺高をこえない位置とすること。</p>
<p>〔外壁等の仕上〕 外壁等の材料・仕上げ・色彩は現在のデザインを踏襲するなど周辺の景観と調和したものとすること。</p>
<p>〔屋根のデザイン〕 業務研究地区やタウンセンター地区の超高層ビルからの遠望と、当住宅地内の超高層、高層住棟等からの俯瞰的な景観を考慮して、屋根は、使用素材及び色彩について修景上の工夫を行う。</p>
<p>〔屋上の設備機器〕 設備機器を住棟の屋上部に設置する場合は、沿道からの景観を配慮すること。</p>
<p>(3)商業施設等のデザイン</p> <p>建築物と街路との一体的な空間からなる街並み景観を形成するため、商業施設及び業務施設等の配置や形態に留意する。</p> <p>〔商業施設等の配置〕 建築物と街路との一体的な空間からなる街並み景観を形成するため、商業施設及び業務施設等は、原則として美浜プロムナード(都市計画道路…号線)、バレンタイン通り(都市計画道路…号線)、メッセ大通り(都市計画道路…号線)、公園大通り(都市計画道路…号線)、海浜大通り(都市計画道路…号線)の沿道を中心に沿道型住棟の低層部に導入する。</p>
<p>〔商業施設等の位置等〕 商業施設等は、原則として1階及び2階までとし、1階部分の階高は4.5m程度とする。</p>
<p>なお、商業施設等の街路に面するフロント部分は、透明ガラス等透過性のある素材で構成し、賑わいの醸成に配慮すること。</p>
<p>〔看板等〕 商業施設等の看板等は2階以下に配置し、街並みと調和のとれたデザインとする。なお、居住者に支障をきたす強い光線、輝度の高いものあるいは音のうるものは避けるものとする。 また、原則として袖看板、屋上に看板等は設置してはならない。</p>
<p>〔アーケード〕 商業空間の良好な景観形成のため、主要区間の美浜プロムナード沿は、ショッピングアーケードを構成するものとする。</p>

市の方針準拠の景観形成基準(案ver1.6)
<b>3 公益施設のデザインと街並み</b>
公益施設については、沿道型住棟と同様に良好な街並みの形成を図るため街路に対面する住棟等の周囲と調和のとれた施設デザインとする。
<b>(1) 配置と敷地計画</b> 街路に対面する沿道型住棟と一体となって連続する街並みを形成するよう配慮する。
<b>(2) 建築線の位置</b> 公益施設の建築線は周囲の沿道型住棟との調和を考慮し、原則として道路境界線から2mとする。ただし、建築線の長さの3分の1についてはこの限りではない。 また、開かれた街並空間を形成するため、管理上支障のないかぎり敷地をフェンス、塀等で囲わないものとする。
<b>4 屋外空間のデザインと街並形成</b>
<b>(1) 舗装のデザイン</b>
舗装は屋外景観の基盤をなすものであり、その街の品格を決め、歴史を培い、社会的な財産ともなるべき性格を持つものである。このため、建築と道路との調和された街路空間の形成を図るよう配慮する。
<b>[車道の舗装]</b> コミュニティ路は、歩車共存の考え方に配慮したデザインとする。 <b>[歩道及び歩道状空地]</b> 歩道部及びコミュニティ路のデザインは現在のデザインを踏襲するなど景観の維持に努めるものとする。歩道及び歩道状空地は調和のとれた舗装のデザインに配慮する。
<b>(2) 植栽のデザイン</b>
植栽に当たっては、現在の景観を維持するため、概ね現状と同様・同種の樹種を選定しつつ以下の点に配慮する。 ・海辺の埋立地は、植物の生育にとって非常に厳しい環境であることを踏まえ、環境条件を十分に配慮した樹種を選定する。 ・植物が潮風等の強い環境に耐えるには、単木で植えるのではなく、群として植栽していくことが重要である。したがって、街路樹、公園樹の植栽に当たっては、極力植物を孤立させないよう群植を多用する。
<b>(3) 照明のデザイン</b>
照明設備のデザインは、現在の景観を踏襲することを原則とし、以下の点に配慮する。 (1) 賑わいのある街並みを形成するため、街路、公園等の公共空間にあっては、日没後においても活発な都市活動を行い得る十分な明るさを確保する。 (2) 公園や学校など街の死角となりやすい場所にあつては、住民や来街者が深夜でも危険を感じずに歩けるような明るさと見通しを確保するものとする。 (3) 当住宅地は海に近く潮風が強い場所であるので、全ての屋外の照明器具は、塩害に強い素材または耐塩処理を行った素材を使用する。 (4) 街路空間のアメニティを高めるため、歩道、歩道状空地、広場等の街路灯については一体的な配置及びデザインとする。 (5) 照明設備のデザインは、住宅地として住宅への影響にも配慮するものとする。
<b>(4) ストリートファニチャー等のデザイン</b>
ストリートファニチャー等の設置に当たっては、品格のある街並形成を害さないよう屋外空間、歩道上での活動等を踏まえた必要最小限のものとする。 ・歩道上に設置する案内地図板、バス停表示板等については、その機能に配慮しつつデザインを統一する。 ・ベンチ等のストリートファニチャー類は、それらを設置する施設(街路、公園、住棟、学校等)のデザインと調和したものとする。 身障者・老人・幼児等への対応については屋外空間において特別な配慮を必要とすることから、点字ブロック、安全柵、身障者用公衆便所等は適切に設置する。
<b>① 公衆電話</b> 公衆電話ボックスのデザインは、街並みと調和のとれるものとする。必要に応じ撤去する。 <b>② 公衆便所</b> 公衆便所は、公園に設置する場合を除き、独立して設置せず、沿道型住棟の低層部の商業施設または公益施設と一体的に設置する。公園に設置する場合は、公園の景観と調和したデザインとする。 <b>③ 案内地図板</b> 住宅地案内地図板及び各住棟案内図板等は集約的に設置し統一したデザインとする。 <b>④ 誘導案内標識</b> 矢印による方向誘導案内は行わず、適所に案内地図板を設置する。 主要な街路の名称は、それぞれの街路沿いの建築物の外壁に街路名称表示板を設置して表示する。 交通標識は極力集約し、景観に配慮した仕様のもので設置する。 <b>⑤ バス停表示板等</b> バス停表示板は、公衆電話、案内地図板、誘導案内標識等とデザインを統一する。 <b>⑥ 彫刻・モニュメント</b> 彫刻・モニュメント等は、美浜プロムナード、バレンタイン通り及びびメッセ大通り沿い、主要な街角、公益施設・公園・緑地内の小広場等に設置する。 また、各住棟のフロントロビー前面の歩道状空地、小広場、中庭等にも彫刻・モニュメント等を設置するよう努める。
<b>(5) 歩道橋のデザイン</b>
公園大通り横断歩道橋(愛称:マリーンデッキ、交通安全施設)及び海浜大通り横断歩道橋(交通安全施設)については、現状の機能や形状・景観の維持に努めるものとする。